（略）	（略）	（略）	（略）
蒸製皮革粉	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。）	（略）	（略）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
蒸製皮革粉	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。）	（略）	（略）	一　油分は一〇%以下であること。 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
（略）	（略）	（略）	（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　（略）